

## 明治三十八年法律第六十六号

明治三十八年法律第六十六号（外國ニ於テ  
流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模  
造ニ関スル法律）

官設ニ關スル手続ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十一條 偽造又ハ変造ニ係ル第一条ニ記載シタ  
ル物及第五条ニ記載シタル物ニハ明治九年布告  
第五十七号ヲ準用ス

第一条 流通セシムルノ目的ヲ以テ外國ニ於テノ  
ミ流通スル金銀貨、紙幣、銀行券、帝國官府發  
行ノ証券ヲ偽造シ又ハ変造シタル者ハ重懲役又  
ハ輕懲役ニ処ス

金銀貨以外ノ硬貨ヲ偽造シ又ハ変造シタル者  
ハ輕懲役又ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス

ハ輕懲役又ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス  
流通セシムルノ目的ヲ以テ偽造又ハ変造  
ニ係ル前条ニ記載シタル物ヲ帝國若ハ外國ニ輸  
入シタル者ハ前条ノ例ニ同シ

第三條 情ヲ知テ偽造又ハ変造ニ係ル第一条ニ記  
載シタル物ヲ行使シ若ハ流通セシムルノ目的ヲ  
以テ授受シタル者ハ輕懲役又ハ六月以上五年以  
下ノ重禁錮ニ処ス

第四條 第一条ノ偽造又ハ変造ノ用ニ供シ若ハ供  
セシムルノ目的ヲ以テ器械若ハ原料ヲ製造シ  
テ行使シ若ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授付シ  
タル者ハ其ノ名価三倍以下ノ罰金ニ処ス但シ二  
円以下ニ降スコトヲ得ス

第五條 販売スルノ目的ヲ以テ第一条ニ記載シタ  
ル物ニ紛ハシキ外觀ヲ有スル物ヲ製造シ又ハ帝  
国若ハ外國ニ輸入シタル者ハ二年以下ノ重禁錮  
又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

前項ニ記載シタル物ヲ販売シタル者ハ前項ノ  
例ニ同シ

第六条 前数条ニ規定シタル罪ヲ犯シタル者偽造又  
ハ変造ニ係ル第一条ニ記載シタル物ノ未遂行使  
セラレサル前又ハ第五条ニ記載シタル物ノ未遂  
授付セラレサル前ニ於テ官ニ自首シタルトキハ  
主刑ヲ免除スルコトヲ得

第九条 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シ外國ニ於テ確  
定裁判ヲ経タル者ト雖更ニ之ヲ処罰スルコトヲ  
妨ケス但シ犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑  
ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執  
行ヲ減免スルコトヲ得

第十条 偽造又ハ変造ニ係ル第一条ニ記載シタル  
物及第五条ニ記載シタル物ハ裁判ニ依リ没収ス  
ル場合ノ外何人ノ所有ヲ問ハス行政ノ処分ヲ以  
テ之ヲ官没ス

1 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日

号) 抄

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
明治三十七年勅令第百七十七号ハ之ヲ廢止ス  
附則 (令和四年六月一七日法律第六八